

第 16 回 杉並区バリアフリー推進連絡会 議事録

会議名称	第 16 回 杉並区バリアフリー推進連絡会
日 時	令和 3 年 9 月 3 日（金）午後 2 時～午後 3 時 5 分
場 所	杉並区役所 分庁舎 4 階 A・B 会議室
出席委員	出席 31 名（代理出席含む）、欠席 7 名 【学識】 大原委員（副会長）、江守委員 【関係団体等】 西山委員、内山委員、石橋委員 【鉄道】 沖田委員、篠田委員（代理）、村里委員 【バス】 与田委員、小川委員（代理）、正殿委員（代理）、丸山委員（代理）、濱田委員、小平委員（代理） 【警察】 田中委員、佐藤委員 【国土交通省】 上野委員 【東京都】 水沼委員 【杉並区】 有坂委員（会長）、喜多川委員、友金委員、郡司委員、原田委員、白井委員（代理）、福原委員、尾田委員、伊藤委員、河合委員
事務局	都市整備部管理課
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・（資料 1）杉並区バリアフリー推進連絡会設置要綱（令和 3 年 8 月 20 日改正） ・（資料 2）第 16 回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿（令和 3 年 9 月 3 日現在） ・（資料 3）席次表 ・（資料 4）スライド資料（バリアフリー基本構想の改定について） ・（資料 5）杉並区バリアフリー基本構想（平成 25 年 8 月発行）
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会及び交代委員の紹介 2 会長あいさつ 3 バリアフリー基本構想の改定について 4 質疑応答 5 講評 6 閉会

会議概要

1. 開会及び交代委員の紹介

○事務局

「第16回杉並区バリアフリー推進連絡会」を開催いたします。
本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
なお、会議の記録のために録音、撮影をさせていただきますので
ご了承ください。

【配布資料の確認】

次に、配布資料の確認ですが、本日の次第、(資料1) 杉並区バリアフリー推進連絡会設置要綱(令和3年8月20日改正)、(資料2) 第16回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿(令和3年9月3日現在)、(資料3) 席次表、(資料4) スライド資料、(資料5) 杉並区バリアフリー基本構想(平成25年8月発行)、冊子と概要版をご用意しています。お手元に資料はありますか。

また、杉並区バリアフリー推進連絡会設置要綱(資料1)は、先月8月20日付けで改正しています。改正内容は、所掌事務にバリアフリー基本構想の改定に係る意見交換を追加、連絡会の構成員に区内部の所管部署を追加したものです。

なお、本日の出席委員は、席上の席次表(資料3)通りです。続いて、今年度ご異動等で交代した委員の方を紹介します。

(※交代委員の紹介)

2. 会長挨拶

○事務局

当連絡会会長の杉並区都市整備部長有坂より挨拶の後、進行を引継ぎます。

○会長(都市整備部長)

杉並区都市整備部長の有坂といいます。本日はお忙しい中、また、緊急事態宣言、コロナ禍においてお集まり頂きましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大については先行きがまだまだ不透明です。今、杉並区でもワクチン接種の体制として自宅療養者の関係の体制を医療者や様々な機関と連携して行っています。

また、東京2020パラリンピック競技大会が明後日まで開催中で、この日本において共生社会の実現に向け大きな試金石となっています。

パラリンピックは大会を重ねるごとに、世界が共生の在り方に目

を向ける機会となっており、前回のリオデジャネイロ大会後は、ブラジルの障害者就業率が大幅に改善し、前々回の北京大会においては、中国全土で公共施設や交通機関など約1万4千ヶ所が障害者に配慮した形で整備が進んだと言われていました。

これに対し日本も交通施設や建築物等の整備というハード面におけるバリアフリーを進めています。ソフト対策として人々の心の中にある壁を取り払うバリアフリーについては一層の推進が求められています。

また、前回の推進連絡会では横須賀市の取組である「Universal MaaS (ユニバーサルマース)」について紹介しましたが、今100年に一度のモビリティ革命が起きていると言われる自動運転車社会の方は、2040年を見据えた形で取組も加速化しています。後の説明にもありますが、杉並区は今年度より「地域公共交通計画」策定に向けた取組を進めており、新しい移動サービスの活用も視野に、誰もが安心して安全に移動できる環境の創出に注力しています。今後は、このような技術革新という時代の波を捉えることと「心のバリアフリー」の推進を基軸にして、杉並区をはじめ共生社会を前に進め、次世代に引き継げる持続可能な社会の実現に尽力します。

さて、本日の推進連絡会に於いても、今年度目標年次を迎える杉並区バリアフリー基本構想の改定方針等について説明させて頂き、その内容等について、各委員の皆様から忌憚りの無い意見を頂くなどして、今後の杉並区におけるバリアフリー施策の推進に繋げて行きたいと存じます。本日はよろしく申し上げます。

3. 議事

○会長（都市整備部長）

第16回杉並区バリアフリー推進連絡会を進めます。では、次第3のバリアフリー基本構想改定について、所管課長の交通施策担当課長、尾田よりスライドを用いて説明します。

【バリアフリー基本構想改定について】

○交通施策担当課長

杉並区バリアフリー推進連絡会の事務局、杉並区都市整備部管理課交通企画担当より、この度のバリアフリー基本構想の改定について説明します。

本日まで説明する内容は、最初に改定スケジュール、次に改定の方針、最後に今年度の検討内容となっています。

①スケジュール（予定）

最初に改定スケジュールからご説明します。

バリアフリー基本構想の改定にあたっては、令和3年度と令和4年度の2か年かけて改定を行っていく予定です。この改定については、本推進連絡会で区から進捗報告させて頂き、事業者様や区民の皆様にご意見を頂戴しながら、改定を進めます。委員の皆さまのお力添えをお願い申し上げます。

まず、今年度の活動内容について説明します。本日の推進連絡会にて、改定方針について説明し、委員の皆さまから意見を頂いた後、次回の開催は年明けの令和4年2月に予定しています。

この間、新たなバリアフリー基本構想、バリアフリー施策に当事者の意見等を反映させるべく、バリアフリーに関するアンケート調査を実施する予定です。また今月末にはコンサル業者も契約見込みであり、次回の第17回推進連絡会では、基本理念及び基本方針の検討についてご報告する予定です。

次に、次年度の活動予定について説明します。令和4年度は、推進連絡会の開催を3回予定しており、7月開催の第18回では重点整備地区を選定し、10月開催の第19回では特定事業を検討、12月開催の第20回ではバリアフリー基本構想の素案について検討します。その後、令和5年1月にパブリックコメントを経て、計画案を修正し、令和5年3月にバリアフリー基本構想の改定を行う予定です。

②改定の方針

続いて、改定の方針について説明します。

◇改正バリアフリー法の概要

まず、改正バリアフリー法の概要についてです。既に委員の皆さまはご存知かと思いますが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、通称「バリアフリー法」が令和2年5月に改正され、令和2年6月に一部、令和3年4月に全面施行されました。

法改正の概要とて、主に3つの項目があります。一つ目は、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化についてです。公共交通事業者等は、旅客施設、車両等の新設をする場合には、ハード基準への適合義務に加え、役務の提供方法に関する基準を順守しなければならないというソフト基準への適合義務が創設されました。具体的な所では、バスなどのスロープ板を適切に操作することや適切な明るさを確保することなどが義務付けられました。

二つ目は、国民に向けた広報啓発の取組推進についてです。こちらは、国、地方公共団体、国民、施設設置管理者の責務等として、車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適切な利用を推進していくことが位置付けられました。具体的に施設管理者が講ずべき措置として、真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示や車内放送等での呼びかけをすることなどが求められています。他にも、市町村や施設設置管理者による心のバリアフリーを推進するため、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針、いわゆるマスタープランの記載事項や、基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事項が追加されました。

最後三つ目は、バリアフリー基準適合義務の対象拡大についてです。不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物、いわゆる特別特定建築物に公立小中学校が追加されました。一定規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられました。バス等の旅客の乗降のための道路施設についても、同様にバリアフリー基準への適合が義務付けられています。

◇重点整備地区の実施状況

次に、重点整備地区の実施状況についてです。区では、平成25年に杉並区バリアフリー基本構想を策定して、東京メトロ丸の内線方南町駅を含む「方南町駅周辺地区」を重点整備地区と定め、各事業者が策定した特定事業計画に基づき、バリアフリー化整備を重点的に進めてきました。

各事業者の取り組み状況については、毎年度、本推進連絡会の中で報告頂いていますが、令和3年度末の本バリアフリー基本構想の目標年次を目前に、令和2年末時点での重点整備地区内の特定事業計画およびその他の事業の実施状況について簡単に報告します。

事業としては6つあり、そのうち鉄道駅、バス車両、バス停に関する公共交通特定事業、都道や区道に関する道路特定事業については、一部未着手や検討中のものがありますが、ほとんどの事業が実施済みもしくは実施中となっています。

また、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、その他の事業については、すべてが実施済みもしくは実施中となっています。

具体的な整備対象や事業内容は説明を割愛しますが、バリアフリー基本構想の冊子58ページから63ページに各特定事業の内容につ

いて記載していますので、併せてご覧ください。これらの事業の全体の進捗状況としては、一部、未着手と検討中の事業は残っていますが、現バリアフリー基本構想策定後の事業の進捗は高い水準であり、一定の成果が得られています。

ここでは、特定事業の中で既に実施されているものをいくつか紹介します。まず、公共交通特定事業に定められている方南町駅ですが、新設出入口にエレベーターとエスカレーター、駅構内にはだれでもトイレのほか、視覚障害者誘導用案内設備を東京地下鉄様に設置して頂いています。

次に、都市公園特定事業にあたる方南公園については、公園の出入り口には視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）を設置し、園路の段差や勾配解消の整備を進めて、また、園内にはだれでもトイレを設置しています。

続きまして、建築物特定事業にあたる和泉保健センターは出入口のグレーチング（溝蓋）を従来の溝幅の広いものから狭いものへと改修工事を行い、また入口入ってすぐの所にエレベーターを増設しました。

このような成果を得られたのも、これまで事業者の皆さまがバリアフリー化整備に尽力したおかげです。この場をお借りして御礼申し上げます。引き続き、令和3年度末までの目標に向けて、事業者の皆さまには各事業を継続して頂ければと思います。

◇三本の柱

次に、改定方針における3本の柱です。バリアフリー基本構想の改定に当たり、一つ目は心のバリアフリーの取組を推進して行くこと。二つ目として、重点整備地区を改めて選定すること。三つ目として、杉並区地域公共交通計画と調和を図ること。これらを3本の柱として検討を進めます。

まず、一つ目の柱は、「心のバリアフリー」の取組推進です。こちらは先ほどの改正バリアフリー法第36条の2第1項に基づき、「教育啓発特定事業」をバリアフリー基本構想の中に新たに位置付けます。具体的に教育啓発特定事業とは、バリアフリーに関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業の他、学校教育との連携を除いた、バリアフリーに関する住民その他の関係者の理解の増進又はバリアフリー化の実施に関するこれらの方々の協力の確保のために必要な啓発活動実施に関する事業のことを指します。

現バリアフリー基本構想においても、学校教育におけるバリアフ

リー教育や、各事業者における利用者に対する職員・社員へのバリアフリー教育は、特定事業やその他の事業として位置付け、継続的に実施しています。

現在、区立小中学校では学校ごとにカリキュラムの中で、児童・生徒に対し、バリアフリーに関する様々な内容で授業を実施しています。例えば、調べ学習を始めとして、視覚・聴覚障害者の方々との交流や、車椅子に乗る体験や押す体験、高齢者疑似体験、点字・手話等の福祉体験、これらを総合学習授業等の時間で実施していて、児童・生徒の高齢者や障害者に対する理解を深め、支え合う心を育むべく、心のバリアフリー教育を継続的に行っています。

さらに、法改正の趣旨も踏まえて、これまで以上に、高齢者や障害者等への理解を深め、支援を必要とする方々へ寄り添い、支え・支えられる地域社会を作っていくために、バリアフリーに関連する情報提供や広報啓発活動、区民に対する学習機会の提供や学校教育との連携などの更なる充実を検討します。

柱の二つ目は、今後の重点整備地区の選定についてです。まず、これまでの重点整備地区の遷移を簡単に説明します。

区では、現バリアフリー基本構想の前身にあたる杉並区交通バリアフリー基本構想を平成15年に策定して、JR高円寺駅、東京メトロ新高円寺駅・東高円寺駅を含む「高円寺地区」を重点整備地区と定め、鉄道駅や道路、信号などの交通関連施設のバリアフリー化に取り組んで来ました。高円寺地区では、交通バリアフリー基本構想の下で、移動の利便性や安全性の向上を図るため、駅でのエレベーター設置や道路における無電柱化や段差解消のための歩道整備など、バリアフリー化の整備が進みました。

これを受け、平成25年に策定した現バリアフリー基本構想では、東京メトロ方南町駅を含む「方南町駅周辺地区」を重点整備地区と定め、各事業者が策定した特定事業計画に基づき、バリアフリー化整備を重点的に進めて来ました。先ほど、方南町駅周辺地区での特定事業等の進捗を報告しましたが、令和3年度末までのバリアフリー化の取組状況等を今後改めて検証した上で、重点整備地区について検討を重ねます。

三つ目の柱は、令和4年度に策定を予定している「杉並区地域公共交通計画」との整合を図っていくことです。区では、区民の安全・安心で利便性の高い移動環境の創出に向けて、地域公共交通のあるべき姿を明らかにするため、新たに地域公共交通計画を今年度と来年度の2か年かけて策定します。

この地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい地域旅客運送

サービスのマスタープランとしての役割を果たすべく、令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、通称「活性化再生法」に基づく協議会の中で、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねて作成して行くものです。地域公共交通計画は、交通分野の課題解決に止まらず、まちづくり・観光・福祉等の他分野と連携を図ることで、移動の利便性の向上や地域の課題解決を目指して行きます。

また、6月に「新基本構想」の答申案が示され、まちづくり・地域産業分野が目指す将来像として「多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち」が掲げられました。その中で、取組の方向性として「誰もが気軽に移動できる利便性の高いまちをつくる」こと、さらに重点的な取組として「安心・安全で利便性の高い移動環境の創出」が示されています。「交通」と「バリアフリー」というそれぞれの視点から、区が目指すべき「誰もが安心して安全に移動できる環境の創出」に向けて、身近な課題を解決して行くことは必要不可欠と考えています。地域公共交通計画とバリアフリー基本構想の内容が相互に反映・調和していくよう十分に検討を進めます。

なお、既存・新規の各計画とバリアフリー基本構想との位置付けについては、相関図をスライドに示しており、上位計画と同時に改定を進めているまちづくり基本方針があります。ここでは、地域公共交通計画とバリアフリー基本構想の策定に向けたスケジュールを共に並べています。上段が地域公共交通計画で下がバリアフリー基本構想になっています。

この上段の地域公共交通計画は、令和3年12月に協議会を条例で設置する予定で、ここにお集まりの交通事業者、道路管理者、公安委員会、公共交通利用者から各代表者様に委員として協議に参加頂くことを想定しているのので、ご協力をお願いします。これに関しては、別途ご案内します。

また、令和4年3月に開催する第1回協議会にて計画の骨子案について、令和4年9月に開催する第2回では基本方針・目標の検討、令和4年12月に開催する第3回では計画素案についてそれぞれ協議を行います。その後、令和5年1月にパブリックコメントを経て、計画案を修正し、令和5年3月に地域公共交通計画を策定する予定です。どちらも、今年度と来年度の2か年かけて策定を予定しています。

③今年度の検討内容

最後に、バリアフリー基本構想に関する今年度の検討内容について

て説明します。現バリアフリー基本構想の最終的な評価をまず行います。その後、社会情勢も踏まえながら、今後策定される総合計画・実行計画及びまちづくり基本方針等の上位計画との整合性を図り、改正バリアフリー法に基づき、基本理念や策定方針についても見直しを進めます。私からは以上です。

4. 質疑応答

○会長（都市整備部長）

今のバリアフリー基本構想の改定に対する説明に何かご質問、ご意見等があればお願いします。

○施設整備担当課長

私から申し上げます。私は、公共施設の建築物の整備、工事、設計を行っている部署です。前回の連絡会で、西荻地域区民センター・勤労福祉会館を見学して頂き、主に視覚障害の点字とか、その案内についてご指摘等を頂きました。それを踏まえ、その後さらにNPOの方や障害当事者の方のご意見踏まえ、今それらについての是正工事が終わったところです。また、現在工事中の阿佐谷地域区民センターやこれから工事を行うセシオン杉並（社会教育センター・高円寺地域区民センター）ですが、バリアフリーやユニバーサルデザインに詳しいNPOの方に参画頂き、視覚障害当事者の方の意見を踏まえながら工事、整備を進めています。我々もバリアフリー法や基準等については、十分知っているつもりではいたのですが、やはり当事者の意見を聞きますと、こういう見方があったのかとか、確かにこういう風に教科書通りに整備しては及ばない所とか、そういった点がありましたので、そういった取り組みについては、今後可能な限り進めて行きたいと思っておりますので、そういった視点も踏まえて、新しいバリアフリー基本構想については、方針を改定して行くのいいかなと考えております。

○会長（都市整備部長）

西山委員、前回よくご指摘頂きまして、ありがとうございました。

では、他に質問、ご意見いかがでしょうか。

○江守委員

日本大学の江守と申します。今回初めて杉並区の方で委員を仰せつかりましたが、これまでの経緯を少し質問させていただきます。杉並

区バリアフリー基本構想の本編の方の、例えば58ページから細かい実施時期とか、あるいは、事業内容についてまとめられている所についての質問です。まず、道路に関してですが、「継続的して実施」という所が多数見受けられて、ずっと管理、運用しておきましようという内容かと思いますが、その事業内容がバリアフリーに配慮した維持管理という所が60ページの一番上の例えば「経路⑦」にあります。これはどういう内容なのか少しお聞かせ頂きたいと思います。

それから、次のページの62ページですが、これも今回の法改正における心のバリアフリーの内容にも通じるかと思いますが、事業内容の「自転車利用講習会の開催」とか、どういう内容で行われているのか、或いはどういう方が参加していて、どういう成果を得て来たのかとか、新委員としてお聞かせ頂ければと思い、確認の質問です。

○会長（都市整備部長）

では、土木担当部長、よろしいですか。

○土木担当部長

道路管理、その他修繕の土木担当部長の友金と申します。区道については、段差解消については概ね実施してきていますが、実際道路勾配については、取り合わせの関係でどうしても道路だけでは解消出来ない部分がありますので、それは順次可能な所から実施、というような継続した取り組みが必要かと思っております。全体的には、福祉のまちづくり条例に沿って基準を満たすように進めています。路線ごとの内容については今手元に資料がありませんが、全体的な考え方はそういうことです。

自転車のマナーの向上については、いろいろ講習会を実施しています。子ども向け、成人向けに出前講座や、ご要望がある所にこちらから出向いて講習会を実施し、町会と連携して場所ごとに、例えば高円寺の北口や中杉通り、スポット的にマナー啓発の事業を行っています。啓発事業ですので、継続的に進めていて、具体的に対象について、高齢者・事業者については年間17回、中学校では年間7～8校実施しています。小学校では4年生を対象に年間42校、それから自転車安全キャンペーンについては年間7回、ほかにも放置自転車撤去等を実施しています。

○会長（都市整備部長）

自転車利用については、平成23年の東日本大震災の日に、どんどん自転車の置き去りが道路上増えてきています。それに伴ってマナーも。こういった資料なども私もバス利用者として、バス利用するとバスの運転手さんと自転車の方が口論になる場面もあります。マナーについてはかなり、これからいろいろと注目して行かねばならないと思います。経緯としても23年でしたので、起こったのが25年、バリアフリー基本構想を作った時に、改定した時、発表した時にこの事は課題になっていましたが、さらに自転車の質自体も変わって来ています。電動機付の自転車の総重量が重くなるので、それに対する歩行者との関係が、安全性でのギャップが生じています。重い自転車が衝突すれば、高齢者の方が大きな怪我をするのは目に見えているので、そういったことも含めて、今後は今回の改定にあたってそういった所も注視して行きたいと考えています。

○江守委員

道路と自転車をお伺いしたのは、ちょうど平成25年以降自転車が車道側に正式に移動になった過渡期だったかと思いますが、その時にきちっとした対策が取られていたのか、あるいは現状が地域の方との連携を取りながらきちっとルールを守るような地域になりましたという事とか、自転車とバリアフリーとは結構相関が高いものですから、その辺を道路空間の中でどう処理して来ているのか、そういった所をお伺いしたかったなという所でありまして、もし、まだ対策が不十分であれば、道路空間というのはいろいろなモードが共有する空間ですので、是非公共交通の会議の方と話し合って頂くと公共交通とバリアフリーの親和性が取れて来るのではないかと思ってお伺いしました。

○会長（都市整備部長）

ご指摘のとおり、まだまだ十分ではないと私たちも認識していますので、今回の改定に当たってはしっかりとこの事を生かして行きたいと考えています。

他にいかがでしょうか。

○西山委員

方南地区は重点整備地区になって、先ほど報告があったように、すごくバリアフリー化が進んでいいようですけど、前に、荻窪地域は特に視覚障害者の施設が集中しているので、そこもバリアフリー

を進めて頂きたいと言ったら、それはまた他の地域が済んでからということでした。方南地域が良くなったようですので、荻窪周辺を是非進めて頂きたいなと思います。特に駅の南側の昔あんさんぶる荻窪があった所は、傾斜がものすごく、私は今の所一人で歩行出来るのでいいのですが、あそこは車椅子の方とか高齢者の方は、あれだけ傾斜が激しいと車椅子もなかなか難しいのではないかなと思います。あと、北口の四面道の交差点も視覚障害者が一人で横断するのは本当に怖いんです。その他にも北口のバスの乗り場も、地形的に仕方がないのかも知れないですけど、視覚障害者がバス停を探すのは、なかなか難しかったりするんですね。そういう所をもう少し使い易くして頂けるといいかなと思います。

あと、これも前に申し上げましたが、バスの降車ボタンの位置というのが、本当にバスによって違います。視覚障害者が降車ボタンを探すのがなかなか難しいんです。1センチ離れていても、指がそこに触らなかったらボタンの位置が分からないんですね。私も最近、始終点まで30分近くかかるバスに乗っていて、本当はこんなコロナ禍の中でバスのあちこち触りまくるのは嫌だったんです。ずっと探していたけれども、とうとう見つからなくて自分の降りる所に来たので、「お願いします」と言ったら、「ちゃんとボタンを押して言ってください」と言われたんです。「だから分からないから、言ったんです」と言いました。そういうこともあったりするんで、車両の形はいろいろかどうか知りませんが、降車ボタンの位置を、ある程度統一して頂きたいなあとと思います。よろしくお願ひします。

○会長（都市整備部長）

まず、荻窪駅南口の以前のあるさんぶる荻窪、今の荻窪税務署ですが、ここまで通じる所の道路についてどうでしょう。あそこは私も、実は十字じん帯を断裂して、歩行がきつかった時、車椅子を使ったこともあります。相当あそこは段差が確かにきついです。歩くだけでも相当きついですけど、車椅子では到底厳しい状況と承知しています。その上で友金部長、一言答えて頂ければ。

○土木担当部長

先ほども申し上げた通り、段差については出来る所は概ねやっていますし、気が付いた所があれば、直接お話頂ければ対応させていただきます。現地の方も確認させていただきます。ただ、環八等の地形上の傾斜については、また課題がありますので、よく現場を確認した上

で、対応出来るものと出来ないものと調査をさせて頂きたいと思います。

○会長（都市整備部長）

私も足が不自由でしたので、十分承知しています。ただ、南口、どんどん南の方に向かって行くと、地盤の形状がどんどん下がっている。どうしても傾斜が生じてしまって、なんとかならないのかなと私も承知していますけれども、今後としては、改善出来るような事があれば改善して行きたいと思います。

その他、バス事業者さんから何かお答えできる方はいますでしょうか。なかなかバスの形状の統一というのは難しいでしょうし、ただ、先ほどの話でいいますと、声をかけていることに対して押さなければならぬって、その辺は事業者さんの中で、そういった所は研修等でしっかりと周知していただければ、という風に思います。

西山委員、私が代わりに答えてしまいました。どなたか言ってもらえる方、いませんかでしょうか。

○西山委員

特に後ろの方に乗ってしまったら、声が届くかどうかわからないので。声を出すのって、すごく勇気がいるんです。全く同じ場所でも、降車ボタンはおおよそこの辺の位置という位の統一って難しいのでしょうか。

○会長（都市整備部長）

どうでしょうか。東京都さんの方で、お答え出来るようなことが、もしあればお願いいたします。

○東京都交通局

東京都交通局の与田といいます。路線バスの仕様については、ある程度全国的に共通の仕様がありますが、バスのボタンの位置までは統一されているかという点、ちょっとそこは。バスを作っている車体メーカーさんの方でも、タイヤの位置とかいろいろ細かい差があるので、そのあたりを今後メーカーさんの方に情報共有して行くことは出来るかなと思っております。他のバス会社さんで、補足がありましたら。

○会長（都市整備部長）

ありがとうございます。では、今申し上げた形で少しメーカーさ

んの方に声を出して行くという形で取り組んで行きたいということ
ですので、よろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。

○大原委員

質問。横浜国立大学の大原です。質問というのは、今回改定を、
バリアフリー基本構想を杉並区として改定をするということで、前
回、今も話題に上がった荻窪駅周辺というのが重点整備地区の候補
として、3番目の候補というのかな、高円寺、方南町と来て、次は
荻窪に行くのではないかという風に思いますし、今改めてこの基本
構想の方を見てみると、機会を捉えて最適な時期に重点整備地区と
して基本構想を作りますと書いてある。

それで、その機会が来たという認識で、今日の資料だと次の3番
目の重点整備地区、どこにされて行くか、まだ隠されている感じが
あるのですけれども、その辺、勿論まだ決定されていないというこ
とでも構いませんし、決定するのであれば、その決定のプロセスを
説明して頂くと、皆さんも心積りとして次はここだなあという感じ
が持てるのではないかと思いますので、教えて頂きたい。

○交通施策担当課長

交通施策担当課長の尾田です。今のご質問ですが、前回確かに現
バリアフリー基本構想を策定する時に、荻窪駅周辺地区と方南町駅
周辺地区、高円寺駅周辺地区、それぞれ分析しており、荻窪駅周辺
地区については、本区の重点事業である荻窪駅周辺都市再生事業が
現在進行中です。そのためその検討状況に応じた適切な時期にまち
づくり計画に沿ったバリアフリー整備計画について具体的に進める
ということです。また、法改正において駅周辺地区に限定されず、
例えば特定道路とか含めた重点整備地区の設定が可能になりますの
で、今までの経緯を含めて重点整備地区を決定して行きたいと思っ
ています。

○会長（都市整備部長）

隣にいる保健福祉部長の方から一言あるということなので、お願
いいたします。

○保健福祉部長

保健福祉部長の喜多川です。話を戻して申し訳ないのですが、西
山委員がおっしゃった目の不自由な方が公共交通機関を利用する時

のことについて、切実な話をされてきました。保健福祉部は障害者施策を担当していますが、その担当でも当事者の方々から聞かないと分からない事が沢山あります。先ほど区の建築担当の方もバリアフリー法ですとか建築基準法を踏まえ、それから誰にも優しい建物を作ることに對して、当然区の職員はプロとしてやって行くのですが、それでも当事者の方から聞かないと分からない事が沢山あります。ですから、杉並区として様々な団体の方と意見交換等を通じて、毎年いろいろとお話を伺っています。

先ほど土木担当からも話がありましたが、道路の形状がどうしても直らないので難しい所もあるというのも事実です。ただ出来る所からやっています。一つバス事業者様にお願いしたいのは、もちろんいろいろなメーカーがあり、車体の設計とか違うわけですが、ただ、今、西山委員がおっしゃったように降車ボタンの位置が違くと、1センチ違うだけでもわからないという話がありました。さまざまな公共交通機関に従事している方々は、本当に優しい方々です。乗車している方に寄り添った運行であることは、私も感じています。非常にお客様という視点で運行していらっしゃる、十分分かっているわけですけれども、今一度、せっかくこうした機会がありますので、御社の方に皆さんお戻りになられましたら、こういった視覚障害者が声を出さないと降りられない。ただ後ろの方に乗った場合には、大声を出すのもなかなか恥ずかしい人もいる、そういう実態があることを、御社の方にお戻りになられたら、是非とも社員皆様と共有して頂けたらなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 講評

○会長（都市整備部長）

次に今日お越しの学識経験者の方から講評を頂いてよろしいですか。まず、江守先生から講評頂いてよろしいですか。

○江守委員

日本大学の江守です。今回初めて杉並区場でバリアフリー推進連絡会に参加させて頂きました。過去の経緯も含めて確認させて頂きまして、今後、新しい重点整備地区を設定しながら、よりよい移動空間をこの杉並区の中に、より充実させて行くという方針があるということで、微力ながら協力させて頂ければと思っています。

私自身は交通システム工学科という所で、概ね道路の移動、道路空間の運用とか構築とか、それから設計、施工に関わる学問をやっ

ている者の集団の中の一人で、歩行空間と歩行者を研究している、というのが私の立場ですが、杉並区の他にも新宿区と渋谷区と豊島区という所で、これと同等の協議会委員として参加していますので、同じ区内の中での状況みたいな所を情報提供等出来るかなと思っております。それで、いずれの区でも区内だけで解決できる所と隣接する所との連携、こういった所が非常に重要になってくる所もあります。もっと言うと、もっと広い、広域な視点で捉えて行かなければならない状況にもなることもあります。その連続性が実は移動空間では非常に重要な所で、これまでの対応をしてきています。

それから、西山委員から非常に切実なお申し出があったかと思えますが、西山委員は、バスの中での話ですが、決して声を上げることが目的ではなくて、そこで降りたいよということが目的です。ただし、バス会社さんの方では、そこに降車ボタンを作らなきゃいけないのかと今思われたかと思えます。しかし、目的はきちっとした所でちゃんと降りることができることが目的であって、決して降車ボタンをそこに設置することが目的ではない、ということになりますと、本来の目的がどこにあるのかということを着実に話し合うということが非常に重要かなと、このバリアフリーに関してはそう思っております。要は最終目的が何なのかということまで、踏み込んで話し合える場を作って行かなければならないというのが我々の責務かなと思っております。じっくりと話し合ってより良い空間を、歩み寄れる所があれば歩み寄るのが非常に重要かなと思っておりますし、そのためにはお互いのことを理解する、そこが心のバリアフリーの一番最初のステップかなと思っておりますので、その辺ご協力、今後とも頂ければと思っております。

○会長（都市整備部長）

ありがとうございました。続いて、大原副会長にお願いしたいと思えます。

○大原委員

今、ちょうど江守先生からいいお話があって、言われていることは、バリアフリーとかユニバーサルデザインというのは、技術ではなく計画だと思うんですね。これは私、常日頃から基本的に考えていることで、何か設備を買って付ければいいんじゃないんですね。目標を達成するためにどうすればいいか計画を立てないといけません。これが本当のプランニングというか空間を作っていく上での真髓なのだろうと思えます。先ほど西荻でしたか、あそこも凄く立

派な施設になり、例えばトイレや何か一つ取り上げていうと非常にいろいろな最新の業者が作ったトイレが導入されていました。しかし、全体のサイン計画だとか、流れだとか、誘導とかいう所が途切れてしまうと、そこに行き着けなかったりするわけで、要するに単体としての物を買ってきて付けるんじゃないんだ、という事がこのバリアフリーを考えていく上で非常に重要で、そのためには何をしたいか、何が困るかという事をきちんと考えるという事だと思います。

それに関連しては、施設整備の方では大変努力されて、この場でも私は何回も言っている事ですが、施設や何かを作る前に当事者の方を交えた検討をして、後で出戻りのないようにして行く、最初から想定をして作って行くというプロセスが非常に重要だと思います。その仕組みは、この連絡会の中で出てきた必要性から仕組みを作ってきたと思いますので、是非これは続けて、少なくとも公共建築物を作っていくような時には当事者を交えた事前の検討という事を考えて行くという事を、バリアを最初から作らないという基本姿勢で考えていくという事を、是非、何らかの形で要綱にするなり明文化して貰いたいなという気もします。例えば、神奈川県の下田市はもう20年位前から公共建築物の福祉適合ということで要綱を作っているという仕組みを作っています。出来る事は出来ると思うんですね。例えば、今回もバリアフリー基本構想の重点整備地区の中には公共建築物に関しては事前にそういうプロセスを取って行くという事が仕組みとしてきちんと進んでいくといいなと。今、正にそういうのが始まった所という事で、そういう取り組みを杉並区ではされて行くことが大変期待しているということです。

それから、バリアフリー基本構想に関していうと、高円寺が一回目の交通バリアフリー法で重点整備地区として取り上げられて来ているのですが、方南町の時もそのフォローアップという形でもう一度再点検というのをした記憶がありますが、その後やっていないという感じがしています。方南町も今は最新の新しい物が出来たという段階ですけど、これも継続的という意味、それからバリアフリーで非常に重要なスパイラルアップという概念、これをきちっと取り入れて、高円寺も様々な施設が変わってきていますし、基本的にいろいろな所が常日頃変わっていくわけですね。民間の建築物もそうですし、公共建築物も変わってきているわけだから、その時間的な流れに対応して、何度も見直してスパイラルアップして、更に良くしていくというその仕組みを取り入れて頂けるといいなと思います。この連絡会自体が継続的にこのバリアフリーを進めていくと

いう趣旨で作られていますので、正にこの場がそのようになって行くということで重要だと思います。

先ほど私、次は荻窪かな、という話をしましたが、新しい所ばかり見るのではなくて、すでに一回実施した所ももう一度見直して行くという事が大事だと感じました。

もう一つ言いますと、これから大変楽しみにしているのが、交通の計画です。これとの一体的な整備、これがアクセシビリティと言うか、人の移動の自由を提供してくれる上で、非常に重要だと思いますけれども、そこがどんどん整備されてくるとバリアフリーの視点から言うと、いよいよ今度は歩行空間とか、先ほど自転車の話がありましたが、いわゆる公共交通機関と拠点としての様々な施設とか自宅とかを繋ぐ間の私的な交通手段とか移動手段、それから徒歩ですね、その辺の空間がすごく重要になってくると思います。この辺はなかなか誰の物かわからない空間部分があるので、非常に仕組みを作るのが難しいと思いますが、いよいよそこに踏み込んで行かなければいけない気がしていますので、是非公共交通機関を整備していく、それからバリアフリーで建物も拠点整備等、それからルートを考えていく上で歩行空間を是非重視するという視点も忘れずにお願ひしていきたいと思いました。

○会長（都市整備部長）

具体的な講評を頂き、本当にありがとうございました。

6. 閉会

○会長（都市整備部長）

では、これをもちまして、第16回杉並区バリアフリー推進連絡会を閉会させていただきます。